

甲州市　お試し移住事業

甲州市で暮らしてみませんか

甲州市では、「お試し移住事業」として、本市に移住を検討している方が、本市の魅力と特色を実際に体験していただくための施設を２か所設置しています。この施設において、日常生活をより具体的にイメージし、移住への第一歩としてください

◆施設を利用できる方

次のすべての 要件を満たす方となります

(1) 甲州市民ではない方（市外に住民登録を有し本市に移住を検討する方）
(2) 甲州市の魅力や事業の感想等について市に報告いただける方
(3) 暴力団員でない者
(4) 参加者の遵守事項を履行できる者

◆施設の利用について

※ ホームページ等で、施設の空き状況を事前にご確認ください

①利用の申請　利用者→市（審査があるため、余裕もって利用申請をお願いします）

（第１号様式からアンケートまでを、申請時に提出してください）

- ☐ 甲州市お試し移住事業参加申込書（第１号様式）
- ☐ 誓約書（第２号様式）
- ☐ 甲州市滞在計画書（第３号様式）
- ☐ 本人確認書類（運転免許証など）
- ☐ 利用者事前アンケート

※ 郵送による本申請だけでなく、FAX やメールで仮申請を行うことができます

②甲州市からお試し移住事業参加決定通知書を送付　市→利用者

（概ね申請から１週間前後）

③鍵の受け渡し方法の連絡　利用者→市

メール等により鍵の受け取り時間や場所を連絡してください

④鍵の受け渡し・お試し移住スタート

(仮申請だった方は、本申請書類を提出してください)

⑤お試し移住終了・鍵の返却　利用者→市

- ☐ 甲州市お試し移住事業参加報告書（第５号様式）

◆参加期間及び回数の制限

１度の参加について**３日以上７日以内**（２泊～６泊）となります
また、参加回数は毎年４月から３月の１年間において４回までとし、
前回の参加期間から１月以上経過していなければなりません

※ 鍵の受け渡しや返却については、原則平日の市役所開庁時に行えるようご協力ください

◆利用料（参加料）

お試し住宅の利用料（お試し移住事業参加料）は **無料** です
ただし、事業参加の申し込みに係る経費、参加中の移動経費、食費、
遊興費、寝具リース料等は自己負担となります

◆連絡先・申請書の提出先

甲州市役所　政策秘書課　地方創生担当
〒404-8501
山梨県甲州市塩山上於曽 1085-1
TEL 0553-32-5037（直通）
FAX 0553-32-1818
✉ iju@city.koshu.yamanashi.jp

◆施設の紹介◆

塩山松里住宅

甲州市塩山藤木 14-2
松里定住促進住宅２-301

無料駐車場・Wi-Fi あり

最大利用者数：６名まで





勝沼住宅

甲州市勝沼町勝沼 2950
木造２階建　戸建住宅

無料駐車場・Wi-Fi あり

最大利用者数：８名まで





